

感染症の発生により企業実習が実施されなかったこと の経緯書

受講者氏名	●● ●●	受講者番号	●●●●●●●●●●
住 所	●●市●●● ●-●		
訓練科名 (訓練コース番号)	●●●●●科 (5-●●-●●-●●-●●-●●-●●●●)		
企業実習先名	(施設名) 老人ホーム●●センター (住 所) ●●市●●● ●-● (連絡先) ●●●-●●●-●●●●		
企業実習を実施しな かった経緯 (感染症 の名称(*)も記入す ること)	(赤字:記載例) 感染症名: 感染性胃腸炎 企業実習を実施しな かった経緯: 老人ホーム○○センターの 職員が感染性胃腸炎に感染したことにより、同センター内の 職員、入居者に感染が拡大しないよう企業実習を実施しない ことと判断したため。		
上記感染症により企 業実習を実施しな かった期間	自 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日 ● 日間 至 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日		

*学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症に限ります。
詳しくは裏面を御確認ください。

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

●●公共職業安定所長 殿

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

(訓練実施施設名) ●●●●●●●●
(所在地) ●●市●●● ●-●
(訓練実施施設の長) 代表取締役 ●● ●●
(電話(担当者名)) ●●●-●●●-●●●● (担当: ●●)

学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

- エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱
- ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア
- 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）
- 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）
- 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
- インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ○百日咳
- 麻疹（はしか） ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- 風しん（三日はしか） ○水痘（みずぼうそう） ○咽頭結膜熱（プール熱）
- 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月 に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る）
- 結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎 ○コレラ ○細菌性赤痢
- 腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス
- 流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症（例 感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項 から第 9 項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症